

最低基準調書（地方裁量型認定こども園）

1 基礎情報								
① 施設名	② 所在区							
認定こども園〇〇	中央 区							
③ 整備区分	運営開始年月日							
<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 既に運営している施設からの移行	平成 25 年 4 月 1 日							
④ 開設・移行（予定）年月日	↑ 既に運営している施設の運営開始年月日							
令和 3 年 4 月 1 日								
2 利用定員、学級数								
① 利用定員	② 学級編成							
3歳以上の園児に係る学級に限る→								
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	学級数
1号				10人	10人	10人	30人	3
2・3号	10人	10人	10人	20人	20人	20人	90人	
合計	10人	10人	10人	30人	30人	30人	120人	
3 職員								
① 園長								
<input checked="" type="checkbox"/> A 2年以上児童福祉事業に従事した者 <input type="checkbox"/> B 初任保育所長等研修会を修了した者 <input type="checkbox"/> C 教諭の免許状（専修又は一種）を有し、5年以上学校教育法施行規則第20条第1号に掲げる職に従事した者 <input type="checkbox"/> D 10年以上教育に関する職に従事した者 <input type="checkbox"/> E 上記C又はDと同等の能力を有するとして採用又は任命する者								
② 教育・保育従事者（学級担任を含む）								
教育・保育従事者に係る特例を適用	配置基準の内訳は両免保有者の人数に応じて変化します。							
	配置数		勤務時間		常勤換算値	配置基準		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤				
全体数	12人	3人	160時間	400時間	15人	14人		
両免保有	8人	2人		200時間	9人	4人以上		
保育士のみ	3人	1人		100時間	3人	4人以上		
幼稚園教諭のみ	1人			100時間	1人	0人以上		
③ 学級担任								
※両免保有者と幼稚園教諭免許のみの人数は重複させないこと								
	配置数	必要最低配置数						
全体数	8人	3人						
両免保有者（幼・保）	5人							
幼稚園教諭免許のみ	3人							

記載要領

- 黄色のセルに必要事項を入力してください。
- ドロップダウンリストが表示される項目は、リストから選択して入力してください。
- 数字は全て単位入力不要です。数字のみ入力してください。
- 1①「施設名」を入力すると、2以下の項目の適否欄が表示されます。適否の内容は当該項目に入力した内容で変化します。実態に応じて各項目を漏れなく入力してください。

- 「両免保有」、「保育士」、「幼 教」は「全体数」の内数
 - ・「両免保有」：幼稚園の教員免許状を有する保育士
 - ・「保育士」：保育士（幼稚園の教員免許状を持っていない）
 - ・「幼 教」：幼稚園の教員免許状を有する者（保育士登録していない）

- 「勤務時間」の欄は、当該職種において非常勤職員を配置する場合のみ入力してください。
 - ・「常 勤」：当該職種の常勤職員1人の1月あたりの勤務時間
 - ・「非常勤」：当該職種の非常勤職員全員の1月あたりの勤務時間の合計

※当該職種において非常勤職員を配置する場合は、当該職種において常勤職員を配置しない場合でも、常勤職員の勤務時間を入力してください。

※常勤職員1人の1月あたりの勤務時間とは、法人の勤務規程等で定める時間としてください。

最低基準調書（地方裁量型認定こども園）

<p>③ 調理業務従事者</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="7">調理業務を委託する</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">配置数</td> <td colspan="2">勤務時間</td> <td>常勤換算値</td> <td>配置基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常勤</td> <td>非常勤</td> <td>常勤</td> <td>非常勤</td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>2人</td> <td>0人</td> <td></td> <td></td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>(管理) 栄養士</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td></td> <td></td> <td>0人</td> <td>0人</td> </tr> </table>	調理業務を委託する								配置数		勤務時間		常勤換算値	配置基準		常勤	非常勤	常勤	非常勤	A	B	調理員	2人	0人			2人	2人	(管理) 栄養士	0人	0人			0人	0人	<p>適</p> <p>保育定員に応じて必要な調理員が配置されているか。</p> <p>調理業務を委託する場合は栄養士（又は管理栄養士）が配置されているか。</p>					
調理業務を委託する																																									
	配置数		勤務時間		常勤換算値	配置基準																																			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	A	B																																			
調理員	2人	0人			2人	2人																																			
(管理) 栄養士	0人	0人			0人	0人																																			
<p>④ 嘱託医等</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">嘱託の有無</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 嘱託医</td> <td><input type="radio"/> 嘱託歯科医</td> <td><input type="radio"/> 嘱託薬剤師</td> </tr> </table>	嘱託の有無			<input type="radio"/> 嘱託医	<input type="radio"/> 嘱託歯科医	<input type="radio"/> 嘱託薬剤師	<p>適</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師に嘱託しているか。</p>																																		
嘱託の有無																																									
<input type="radio"/> 嘱託医	<input type="radio"/> 嘱託歯科医	<input type="radio"/> 嘱託薬剤師																																							
<p>4 設備</p>	<p>適否</p> <p>審査事項</p>																																								
<p>① 建物の種類・構造等</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="radio"/> 耐火建築物</td> <td>建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 準耐火建築物</td> <td>建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当する準耐火建築物を除く。)</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> その他</td> <td></td> </tr> </table> <p>② 保育室等の設置階</p> <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>1階</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2階</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>3階</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> </tr> </table> <p><input type="radio"/> 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われている。</p> <p><input type="radio"/> カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されている。</p>	<input type="radio"/> 耐火建築物	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物	<input type="radio"/> 準耐火建築物	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当する準耐火建築物を除く。)	<input type="radio"/> その他		A	1階	B	2階	C	3階	D		<p>適</p> <p>保育室等を2階以上の階に設置する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物(イ準耐)であるか。</p> <p>保育室等を3階以上の階に設置する場合は、壁等について必要な基準を満たしているか。</p>																										
<input type="radio"/> 耐火建築物	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物																																								
<input type="radio"/> 準耐火建築物	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当する準耐火建築物を除く。)																																								
<input type="radio"/> その他																																									
A	1階																																								
B	2階																																								
C	3階																																								
D																																									
<p>③ 園舎の面積</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">園舎の面積に関する移行特例を適用</td> </tr> <tr> <td colspan="3">基準面積</td> <td>実面積</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>$320\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 2)$</td> <td>=</td> <td>$420.00\text{m}^2$</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2歳の園児 $\times 1.98\text{m}^2$</td> <td>=</td> <td>19.80m^2</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>2歳未満の園児 $\times 3.3\text{m}^2$</td> <td>=</td> <td>66.00m^2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">和</td> <td>505.80m^2</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>800.00m^2</td> </tr> </table>	園舎の面積に関する移行特例を適用				基準面積			実面積	A	$320\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 2)$	=	420.00m^2	B	2歳の園児 $\times 1.98\text{m}^2$	=	19.80m^2	C	2歳未満の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	66.00m^2	和			505.80m^2				800.00m^2	<p>適</p> <p>年齢別の定員、学級数に応じて必要な園舎面積を有しているか。</p>												
園舎の面積に関する移行特例を適用																																									
基準面積			実面積																																						
A	$320\text{m}^2 + 100\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 2)$	=	420.00m^2																																						
B	2歳の園児 $\times 1.98\text{m}^2$	=	19.80m^2																																						
C	2歳未満の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	66.00m^2																																						
和			505.80m^2																																						
			800.00m^2																																						
<p>④ 屋外遊戯場の位置及び面積</p> <table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>各実面積</td> <td colspan="2">代替地の詳細</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 敷地内の地上</td> <td>500.00m^2</td> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>園舎の屋上</td> <td></td> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代替地</td> <td></td> <td>距離</td> <td></td> </tr> </table> <p>屋外遊戯場の面積に関する移行特例を適用</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">基準面積</td> <td>実面積</td> </tr> <tr> <td>A1</td> <td>$400\text{m}^2 + 80\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 3)$</td> <td>=</td> <td>$400.00\text{m}^2$</td> </tr> <tr> <td>A2</td> <td>2歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$</td> <td>=</td> <td>19.80m^2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">和</td> <td>419.80m^2</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2歳以上の園児 $\times 3.3\text{m}^2$</td> <td>=</td> <td>330.00m^2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">⇒</td> <td>330.00m^2</td> </tr> </table> <p>※ A (A1+A2) 及びBのそれぞれの面積以上の面積であること。</p>	設置場所	各実面積	代替地の詳細		<input type="radio"/> 敷地内の地上	500.00m^2	名称		園舎の屋上		住所		代替地		距離		基準面積			実面積	A1	$400\text{m}^2 + 80\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 3)$	=	400.00m^2	A2	2歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	19.80m^2	和			419.80m^2	B	2歳以上の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	330.00m^2	⇒			330.00m^2	<p>適</p> <p>年齢別の定員、学級数に応じて必要な園舎面積を有しているか。</p>
設置場所	各実面積	代替地の詳細																																							
<input type="radio"/> 敷地内の地上	500.00m^2	名称																																							
園舎の屋上		住所																																							
代替地		距離																																							
基準面積			実面積																																						
A1	$400\text{m}^2 + 80\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 3)$	=	400.00m^2																																						
A2	2歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	19.80m^2																																						
和			419.80m^2																																						
B	2歳以上の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	330.00m^2																																						
⇒			330.00m^2																																						
<p>⑤ 保育室等の面積</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保育室等の種類</td> <td colspan="2">基準面積</td> <td>実面積</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>乳児室</td> <td>0歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$</td> <td>=</td> <td>33.00m^2</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>ほふく室</td> <td>1歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$</td> <td>=</td> <td>33.00m^2</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>2歳以上の園児 $\times 1.98\text{m}^2$</td> <td>=</td> <td>198.00m^2</td> </tr> </table>	保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用				保育室等の種類		基準面積		実面積	A	乳児室	0歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	33.00m^2	B	ほふく室	1歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	33.00m^2	C	保育室又は遊戯室	2歳以上の園児 $\times 1.98\text{m}^2$	=	198.00m^2	<p>適</p> <p>年齢別に必要な室の面積が確保されているか。</p> <p>※乳児室及びほふく室の基準面積は、2歳未満の園児のうち、ほふくをするか、しないかにより判定するため、合計面積が基準を満たしていれば適とする。</p>																
保育室又は遊戯室の面積に関する移行特例を適用																																									
保育室等の種類		基準面積		実面積																																					
A	乳児室	0歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	33.00m^2																																					
B	ほふく室	1歳の園児 $\times 3.3\text{m}^2$	=	33.00m^2																																					
C	保育室又は遊戯室	2歳以上の園児 $\times 1.98\text{m}^2$	=	198.00m^2																																					

記載要領

●「保育室等の設置階」の欄は、A～Dの右側のセルに、保育室等を設置する階を入力してください。
 ※保育室等を設置しない階は入力不要です。

例) 1階及び3階に保育室等があり、2階には職員室があるが保育室等はない場合
 →A欄に1、B欄に3 と入力

●移行特例の適用について
 移行特例を適用しなければ「適」とならない場合、移行特例の適用可否については、必ず、市の担当者に確認してください。

※また、4③と4⑤の両方について移行特例を同時に適用することはできません。両方に○を入力するとファイルに不具

最低基準調書（地方裁量型認定こども園）

<p>⑥ 調理室</p> <p><input checked="" type="radio"/> 設置あり <input type="radio"/> 設置なし</p> <p>↓</p> <p>調理室以外の部分と調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されている。</p> <p><input checked="" type="radio"/> スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられている。</p> <p>調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。</p>	<p>適</p>	<p>調理室が設置されているか。</p> <p>また、保育室等を3階以上の階に設置する場合の基準を満たしているか。</p>																				
<p>⑦ 医務室 ⑧ 便所</p> <p><input checked="" type="radio"/> 設置あり <input type="radio"/> 設置なし <input checked="" type="radio"/> 設置あり <input type="radio"/> 設置なし</p>	<p>適</p>	<p>医務室(満2歳未満の園児の保育を行う場合)、便所が設置されているか。</p>																				
<p>⑧ 転落防止用設備(A～Dは4-②に記載の階)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 保育室等その他子どもが入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する次の設備が設けられている。</p> <table border="1" data-bbox="83 672 1074 760"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">A</td> <td style="border: none;">C 階段に転落防止用の柵</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">B 階段に転落防止用の柵</td> <td style="border: none;">D</td> </tr> </tbody> </table>	A	C 階段に転落防止用の柵	B 階段に転落防止用の柵	D	<p>適</p>	<p>保育室等を2階以上の階に設置する場合に、転落防止用設備が設置されているか。</p>																
A	C 階段に転落防止用の柵																					
B 階段に転落防止用の柵	D																					
<p>⑨ 警報・通報設備</p> <p><input checked="" type="radio"/> 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。</p>	<p>適</p>	<p>保育室等を3階以上の階に設置する場合に、警報設備等が設置されているか。</p>																				
<p>⑩ 避難用設備等(A～Dは4-②に記載の階)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 次の施設及び設備が避難上有効な位置、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている。</p> <table border="1" data-bbox="83 976 1074 1333"> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 5%; border: none;">A</td> <td style="border: none;">常用</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">避難用</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="border: none;">B</td> <td style="border: none;">常用</td> <td style="border: none;">屋内避難階段</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">避難用</td> <td style="border: none;">屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="border: none;">C</td> <td style="border: none;">常用</td> <td style="border: none;">屋内避難階段</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">避難用</td> <td style="border: none;">屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="border: none;">D</td> <td style="border: none;">常用</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">避難用</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </tbody> </table>	A	常用		避難用		B	常用	屋内避難階段	避難用	屋外階段	C	常用	屋内避難階段	避難用	屋外階段	D	常用		避難用		<p>適</p>	<p>保育室等を2階以上の階に設置する場合に必要な、常用、避難用の施設又は設備が設置されているか。</p> <p>また、保育室等を3階以上の階に設置する場合は、これらの施設又は設備が避難上有効な位置等に設けられているか。</p>
A		常用																				
	避難用																					
B	常用	屋内避難階段																				
	避難用	屋外階段																				
C	常用	屋内避難階段																				
	避難用	屋外階段																				
D	常用																					
	避難用																					

記載要領

●リスト中「屋内避難階段(※)」は『札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例』第4条第2項第2号の表中、2階～4階の避難用(1)の設備に係る、各ただし書きの要件を満たす設備である場合に選択してください。

最低基準調書（地方裁量型認定こども園）

記載要領

5 設置者	適否	審査事項												
<p>① 法人の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人又は学校法人</td> <td><input type="radio"/> その他の法人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 法人設立年月日</p> <table border="1"> <tr> <td>平成</td> <td>25</td> <td>年</td> <td>1</td> <td>月</td> <td>1</td> <td>日</td> </tr> </table>	法人の種類		社会福祉法人又は学校法人	<input type="radio"/> その他の法人	平成	25	年	1	月	1	日	-	③以下については、社会福祉法人又は学校法人以外の法人の場合のみの審査事項	
法人の種類														
社会福祉法人又は学校法人	<input type="radio"/> その他の法人													
平成	25	年	1	月	1	日								
<p>③ 保有資金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">必要保有資金</th> <th>実保有額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 年間事業費の1/12</td> <td>= 5,000,000 円</td> <td rowspan="2">→ 18,000,000 円 30,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>B 年間賃借料+1千万円</td> <td>= 13,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	必要保有資金		実保有額	A 年間事業費の1/12	= 5,000,000 円	→ 18,000,000 円 30,000,000 円	B 年間賃借料+1千万円	= 13,000,000 円	適	必要な資金を保有しているか。				
必要保有資金		実保有額												
A 年間事業費の1/12	= 5,000,000 円	→ 18,000,000 円 30,000,000 円												
B 年間賃借料+1千万円	= 13,000,000 円													
<p>④ 純資産</p> <table border="1"> <tr> <td>資産</td> <td>20,000,000 円</td> <td>負債</td> <td>6,500,000 円</td> <td>純資産</td> <td>13,500,000 円</td> </tr> </table>	資産	20,000,000 円	負債	6,500,000 円	純資産	13,500,000 円	適	債務超過の状態にないか。						
資産	20,000,000 円	負債	6,500,000 円	純資産	13,500,000 円									
<p>⑤ 収支（直近3決算期）</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 29 年 4 月 1 日</td> <td>～</td> <td>平成 30 年 3 月 31 日</td> <td>10,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 4 月 1 日</td> <td>～</td> <td>平成 30 年 3 月 31 日</td> <td>5,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年 4 月 1 日</td> <td>～</td> <td>平成 30 年 3 月 31 日</td> <td>7,000,000 円</td> </tr> </table>	平成 29 年 4 月 1 日	～	平成 30 年 3 月 31 日	10,000,000 円	平成 28 年 4 月 1 日	～	平成 30 年 3 月 31 日	5,000,000 円	平成 27 年 4 月 1 日	～	平成 30 年 3 月 31 日	7,000,000 円	適	直近の決算期において、3期連続の損失計上がないか。
平成 29 年 4 月 1 日	～	平成 30 年 3 月 31 日	10,000,000 円											
平成 28 年 4 月 1 日	～	平成 30 年 3 月 31 日	5,000,000 円											
平成 27 年 4 月 1 日	～	平成 30 年 3 月 31 日	7,000,000 円											